

日本海・九州西広域漁業調整委員会
(第8回)議事録

平成18年10月4日
水産庁資源管理部管理課

1 開催日時

平成18年10月4日(水)

2 開催場所

ホテル聚楽『孔雀の間』

3 出席者

(委員)

森本稔、中村東伍、小坂榮一、齋藤辰男、小田政市、森本太郎、堂久八、吉岡修一
生越日出夫、屋田孝治、清水栄太郎、松井誠一、宮崎征男、福田靖、野村義也、
桃原仁一、和田耕治、本川廣義、田中猛、風無成一、富田重基、宮本政昭、宮本光矩、
櫻本和美、三木奈都子

(参考人)

西野正人 日本海かにかご漁業協会 会長理事

(水産庁)

白須敏朗 水産庁長官
山下潤 水産庁資源管理部長
香川謙二 水産庁資源管理部管理課長
國府恒郎 水産庁資源管理部管理課資源管理推進室長
大橋貴則 水産庁資源管理部管理課資源管理推進室資源管理企画班課長補佐
小田裕太 水産庁資源管理部管理課資源管理推進室資源管理企画班係員
長元雅寛 水産庁資源管理部管理課資源管理推進室管理型漁業推進班課長補佐
松本昌士 水産庁資源管理部管理課資源管理推進室管理型漁業推進班指導係長
小池幹人 水産庁資源管理部管理課資源管理推進室TAE班課長補佐
加藤健司 水産庁資源管理部管理課資源管理推進室TAE班計画係長
大内貴文 水産庁資源管理部管理課資源管理推進室TAE班係員
加藤久雄 水産庁資源管理部沿岸沖合課指定漁業第1班課長補佐

佐藤文夫	水産庁資源管理部沿岸沖合課指定漁業第1班許可第1係長
竹川義彦	水産庁資源管理部沿岸沖合課指定漁業第1班経営指導係
廣野淳	水産庁資源管理部沿岸沖合課指定漁業第2班課長補佐
梅田孝明	水産庁資源管理部沿岸沖合課指定漁業第2班許可係長
廣野雅子	水産庁資源管理部沿岸沖合課指定漁業第2班経営指導係長
馬場幸男	水産庁漁政部水産経営課経営改善班課長補佐
田原健吾	水産庁漁政部水産経営課経営改善班経営改善係長
山本竜太郎	水産庁漁港漁場整備部整備課設計班課長補佐
浜崎宏正	水産庁漁港漁場整備部整備課整備班環境係員
中村隆	水産庁漁港漁場整備部防災漁村課環境整備班課長補佐
田中博康	水産庁増殖推進部漁場資源課沿岸資源班調査調整係
佐藤友介	水産庁増殖推進部漁場資源課沿岸資源班資源管理調査係員
齊藤貴行	水産庁増殖推進部栽培養殖課栽培漁業企画班係員
小幡浩一	北海道漁業調整事務所課長
小俣明伸	北海道漁業調整事務所資源管理係長
坂内裕	仙台漁業調整事務所資源課長
大槻則仁	仙台漁業調整事務所資源管理計画官
佐藤愁一	新潟漁業調整事務所所長
澤田竜美	新潟漁業調整事務所課長
牧野稔智	新潟漁業調整事務所資源管理計画官
中井忍	新潟漁業調整事務所資源管理係長
長岡忠勝	瀬戸内海漁業調整事務所資源課資源増殖係長
森義信	境港漁業調整事務所所長
南哲也	境港漁業調整事務所資源課長
上田勝彦	境港漁業調整事務所資源管理計画官
山田和孝	境港漁業調整事務所資源管理係長
木實谷浩史	九州漁業調整事務所所長
吉永政信	九州漁業調整事務所資源管理計画官
水野俊介	九州漁業調整事務所資源管理係長

4 議題

(1) 水産資源の状況について

(2) 資源回復計画及び委員会指示について

日本海西部・九州西海域底びき網漁業(2 そうびき) 包括的資源回復計画について

九州・山口北西海域トラフグ資源回復計画に係る委員会指示について

日本海沖合ベニズワイガニ資源回復計画について

マアジ対馬暖流系群資源回復計画について

(3) 資源管理に関連する連絡・報告事項について

(4) その他

開 会

事務局（小池） 委員の皆様方、また、御臨席の皆様方、おはようございます。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第8回日本海・九州西広域漁業調整委員会を開催いたします。

まず委員の出席状況について御報告いたします。

本日は、海区互選委員のうち、4名の委員の方が事情やむを得ず御欠席されておりますが、委員定数29名のうち、定足数である過半数を超える25名の委員の方々の御出席を賜っておりますので、漁業法第114条で準用いたします同法第101条の規定に基づき、本委員会は成立していることを御報告いたします。

それでは、この後の議事進行は森本会長にお願いいたしたいと思っております。会長、よろしくお願いいたします。

あいさつ

森本会長 皆さん、おはようございます。

本日は、お忙しい中、委員の皆様をはじめ、御来賓の方々におかれましては、第8回日本海・九州西広域漁業調整委員会に出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日の委員会では、はじめに、独立行政法人水産総合研究センター並びに独立行政法人水産大学校から、資源回復計画に関わる魚種の資源状況について説明をいただくことになっております。

また、続きまして、本委員会に設けられた部会の区域にまたがる資源回復計画及び資源回復計画に係る漁業法第68条に基づく本委員会の指示についての議題がございます。

1つ目は、新しい計画となる「日本海西部・九州西海域底びき網漁業（2そうびき）包括的資源回復計画」の作成、2つ目は、「九州・山口北西海域トラフグ資源回復計画」に

係る委員会指示についてでございます。

それぞれ事務局から説明を受け、御審議をいただく予定としております。

それから、実施中の計画であります「日本海沖合ベニズワイガニ資源回復計画」の取組み状況、作成中の計画であります「マアジ対馬暖流系群資源回復計画」の検討状況について報告を受けることとしております。

また、資源管理に関連する施策について、事務局から情報提供があるということでございます。

本日の委員会も盛りだくさんの議題が用意されているところでございます。

委員の皆様方におかれましては、昨日からの部会等の御出席でお疲れのことと思っておりますが、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

本日の委員会でございますが、水産庁から、白須長官、山下資源管理部長、香川管理課長、國府資源管理推進室長、また独立行政法人水産総合研究センターから、西海区水産研究所の時村東シナ海漁業資源部長、日本海区水産研究所の岸田日本海漁業資源部長、独立行政法人水産大学校から、生産管理学科の今井助教授ほか多数の方が出席されております。ありがとうございます。

議事に入ります前に、代表して白須水産庁長官からごあいさつをいただきたいと思っております。

白須長官 皆さん、おはようございます。

この8月に水産庁長官を拝命をいたしました白須でございます。よろしくお願いを申し上げます。

本日、この第8回目の日本海・九州西広域漁業調整委員会、開催されるということでございますので、一言ごあいさつを申し上げたいと思うわけでございます。

まずはじめに、お集まりの委員の皆様方、第8回目ということで、大変にこれまで精力的に審議をいただいておりますということにつきまして、心から感謝申し上げます、また、御礼を申し上げます次第でございます。

考えてみますと、この漁業調整委員会、第1回目が平成13年10月ということでございまして、ちょうど私、実は漁政部長をいたしてございまして、その13年6月には水産基本法が制定されたということで、その基本法の中にも、御案内のとおりでございますが、しっかりとこの資源回復計画というものが位置づけられているということでございまして、まこ

とに感慨深いものがあると考えているわけでございます。

ただ、その後、私も3年ぶりに水産庁に戻ってまいりますと、皆さん方が大変に御苦労されております燃油の高騰でございますとか、あるいはまた漁獲量の減少といったようなことで、大変に我が国の水産業を取り巻く状況というのは一層厳しさを増しておるといふような状況でございます。

しかしながら、やはり資源の適切な管理というものがこの基本法でも基本理念ということで、2大理念ということであらわれておりますが、国民への水産物の安定供給、そして水産業の健全な発展、これを支えます大変重要な基盤であるということございまして、この資源の適切な管理ということは、ますます国民的な重要な課題であるといふふうに考えているわけでございます。

そこで日本海・九州西広域漁業調整委員会の委員の皆様方に御尽力をいただいているわけでございますが、この委員会設置後4年間におきまして、日本海西部のアカガレイ資源回復計画、これをはじめといたします9魚種、5計画につきまして、これまで審議、了承していただいたということございまして、現在は日本海北部のスケトウダラ資源をはじめとする4魚種、4計画につきまして検討いただいておりますといふふうに聞いているわけでございます。

これに加えて、昨年度から検討が開始された包括的資源回復計画につきましても、広域の包括的計画ということで、これが初めてのケースということで、この日本海西部・九州西海域底びき網漁業の計画が今回、審議をされるということになっているわけでございまして、いずれの資源も我が国の大変重要な資源でございまして、漁業関係の皆さん方の大変に期待も高いということで、その成果は国民からも注目されているといふようなことでございます。

また、この各計画の中では、資源量なり漁獲量の増大だけではなくて、漁獲物の付加価値の向上でありますとか、あるいは操業コストの削減、こういうものにも役立つ取組みということにも積極的に取り組んでいくということにしてございまして、資源管理とともに、その取り組むべき課題はますますふえるといふふうに考えているわけでございます。

また、本年度、御案内のとおりでございますが、水産基本計画というものが、平成14年の3月に基本法に基づきまして第1回の基本計画が策定されたわけでございますが、これのちょうど5年後の見直しという時期にあたってございまして、来年3月には新たな基本計

画を策定するというふうになっているわけでございます。

そこで水産政策審議会なり、それぞれ審議会の各種会議で検討いただいているわけですが、この資源回復計画に基づきます資源管理の推進というものは、先ほど申し上げましたとおり、水産基本計画の中の大変大きな柱でございます。審議会の場でも、これまでの取組みの検証と合わせまして、今後の取組みにつきまして検討をお願いしているところでございます。

今後は、この検討結果を反映させながら、さらに充実した取組みにしていきたいと考えておりますが、この資源回復に直接取り組んでおられる皆様方からも、ひとつ積極的に御意見を頂戴できればというふうに考えている次第でございます。

以上、本日は、委員の皆様方に、これまでに大変に御尽力をいただいておりますことにつきまして、重ねて御礼を申し上げますとともに、今後のひとつ御検討につきまして、よろしくお願いを申し上げたいというふうに考える次第でございます。

大変昨日からの御審議でお疲れと思いますが、ひとつ皆様方の活発な御審議をお願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。

今日はどうもありがとうございました。

森本会長 長官、どうもありがとうございました。

白須長官におかれましては、この後の御予定もございまして、ここで退席されるということでございます。どうもありがとうございました。

先ほど、本日、予定されております議題について申し上げましたが、本日の委員会には「日本海沖合ベニズワイガニ資源回復計画」についての議題が入っております。前回の委員会で、本計画に基づく休漁に係る委員会指示を決定したわけですが、その際に関係漁業者を代表して日本海かにかご協会の西野正人会長からも御発言をいただいております。

本委員会の事務規程第9条には、「委員会は、必要があると認めるときは、特別の事項に関し参考人から意見を求めることができる」という規定がございますので、本計画に基づく取組みが今後も継続されることを踏まえ、西野会長には、本日の委員会から、本委員会の参考人として必要に応じて御出席をいただき、「日本海沖合ベニズワイガニ資源回復計画」について御意見をいただければどうかというふうに思っております。

いかがでございましょうか。

〔異議なしの声あり〕

森本会長 どうもありがとうございました。

それでは、西野会長におかれては、前の委員テーブルの方にお移りをいただきたいと思
います。

西野会長には、本委員会の参考人として、「日本海沖合ベニズワイガニ資源回復計画」
に関して、委員の皆様と同様に御意見をいただきたいと考えておりますので、よろしくお
願いをいたします。

配付資料確認

森本会長 それでは、本日、お配りしております資料の確認を行いたいと思います。事
務局から説明をお願いします。

事務局（小池） それでは、本日、お手元にお配りしております資料の確認をさせてい
ただきます。

お配りしている資料でございますけれども、まず本委員会の議事次第、それから、配席
図、本日の出席者名簿。

そのあと、御説明させていただく資料でございますけれども、まず資料1としまして資
源の状況についての資料、資料2といたしまして包括的資源回復計画に関する資料、それ
から、資料3といたしまして九州・山口北西海域トラフグ資源回復計画に関する資料でご
ざいですが、これにつきましては資料3 - 1、3 - 2、3 - 3、3 - 4とございます。そ
れから、資料4といたしまして日本海沖合ベニズワイガニ資源回復計画に関する資料、そ
れから、資料5といたしましてマアジ対馬暖流系群に関する資料、これは資料5 - 1、5
- 2とございます。それから、資料6でございますけれども、資料6につきましては、資
料6 - 1、6 - 2、6 - 3、6 - 4、6 - 5と5つの資料がございます。

以上が本日、お配りしている資料でございますけれども、不足等はございませんでし
ょうか。よろしいでしょうか。説明の途中でも、もしお気づきの点があれば、お手数ですが
その都度事務局の方にお申し付けいただければと思います。

以上でございます。

森本会長 ありがとうございました。

議事録署名人の指名

森本会長 それでは、議事に入らせていただきますが、最初に、後日まとめられます本日の委員会の議事録署名人を選出をしておく必要がございます。

これにつきましては、本委員会の事務規程第12条により、会長の私から御指名させていただくことになっておりますので、僭越ながら指名させていただきます。

道府県海区互選委員からは山口県の清水栄太郎委員、農林水産大臣選任委員からは宮本政昭委員のお2方に本日の委員会に係る議事録署名人をお願いいたします。お2人の委員の皆さん、よろしくお願いたします。

議 題

(1) 水産資源の状況について

森本会長 それでは、議題(1)の水産資源の状況についてに入りたいと思います。

なお、本委員会では、本委員会に設置された部会の区域をまたがる資源として、ベニズワイガニ及びマアジの2魚種、並びに「日本海西部・九州西海域底びき網漁業(2 そうびき) 包括的資源回復計画」に関連する主要漁獲魚種について説明をいただき、その他の資源については、それぞれ関係する部会で説明をいただくこととしておりますので、御了承願いたしたいと思います。

独立行政法人水産総合研究センターの日本海区水産研究所の岸田日本海漁業資源部長からベニズワイガニについて、西海区水産研究所の時村東シナ海漁業資源部長からマアジについて、また、独立行政法人水産大学校の水産管理学科の今井助教授から包括的資源回復計画に関連する主要漁獲魚種について、それぞれ説明をお願いいたします。

日水研・岸田部長 それでは、まずベニズワイガニについて御説明いたします。

資料1を1枚めくっていただきまして、平成18年度資源評価表(ダイジェスト版) という資料に沿って御説明いたします。

まず真ん中に地図がございますが、そこで日本海に色のついた部分がございますが、ここが漁場となっているところです。

このベニズワイガニは、水深500mから2,700m、分布の中心は1,000mから2,000mという深いところにすんでいるカニです。

産卵期は2～4月で、隔年産卵で、抱卵期間は約2年という寿命の長い生き物です。

漁業の特徴ですが、日本海では主にかご網によって漁獲されております。東経134度以東の各県地先における知事許可漁業と、東経134度以西及び大和堆・新隠岐堆などの沖合漁場における大臣許可漁業の2つの異なる許可形態で構成されております。近年、日韓暫定水域、これはほとんどが大臣許可漁業水域ですが、これを避けて操業が行われる傾向がありました。2004年には暫定水域での操業がやや増加しました。雌ガニは全面禁漁、雄ガニについても甲幅90mm以下は禁漁となっております。

漁獲の動向ですが、これは次のページにグラフがございます。その棒グラフの方が漁獲量です。漁獲努力量の増大と、沖合域への漁場の拡大によりまして、我が国200海里内外における漁獲量は、1983年から84年には5万2,000～5万3,000トンまで増加しましたが、以降は急速に減少いたしました。1992年以降は2万2,000～2万6,000トンでほぼ安定しておりましたが、1999年以降は再び減少に転じ、2003年が約1万5000トンで最低の値となりました。その後はやや増加しております。2005年は1万8,000トンで、このうち我が国200海里内の暫定値の漁獲量は約1万4,000トンとなっております。

資源評価方法ですけれども、この資源につきましては、まだ絶対量の把握というところには至っておりません。漁獲量及び漁獲成績報告書の解析で得られた漁場別の漁獲量とC P U Eの経年変化を基礎として評価いたしました。

C P U Eというのは、1かご当たりの漁獲量、これは資源量の指標値とみなされるものです。上の図の中で、折れ線グラフで書いてあるのが大臣許可水域でのC P U Eとなります。

資源状態ですけれども、大臣許可水域では、1997年以降、C P U Eが減少傾向にありましたが、2002年の1かご当たり6.1キロが最低で、その後は改善し、2005年は1かご当たり9.2キロとなりました。しかしここ数年で大きく漁場の利用状況が変化していますことから、資源状況そのものが改善したとはいえないと考えております。

知事許可水域では、C P U Eが増加している海域も認められますが、操業隻数が変わらないものの、漁獲量が依然として減少しています。

また、いずれの海域でも、漁獲物に小型個体及び未成熟個体を20～35%含んでおりまし

た。系群全体の資源状態としては、依然過去最低の水準にありまして、動向は横ばい状況と判断されます。

管理方策ですけれども、資源状態は横ばいで推移していると判断されたものの、水準は依然として低位で、漁獲水準を引き上げる必要があると考えます。漁獲物には小型個体、それから繁殖に一度も参加していない未熟個体を大臣許可水域で35%、知事許可水域で20%程度それぞれ含んでいるため、これらに相当する部分を減じるという考えでABCを算定いたしました。

ABCというのは、生物学的な許容漁獲量のこと、ABC limitというのは、その上限値で、ABC targetは、それに安全率を掛けた数値です。それぞれABC limitとABC targetはその表にお示ししたとおりです。

以上です。

西水研・時村部長 それでは、引き続きマアジ対馬暖流系群について説明をさせていただきます。

資料は今の資料に引き続きまして4ページ目でございます。

まずマアジの分布域ですけれども、中央左側の地図を見ていただきまして、分布域そのものは東シナ海、九州西岸、それから、日本海の沿岸まで広く分布しており、漁場もほぼ同じように幅広く形成されております。

産卵場は、少し見にくいのですけれども、東シナ海南部、ここに大きな産卵場があります。それから、東シナ海の中央部、九州西岸等でございます。ただ、この東シナ海南部の大産卵場が、このマアジ対馬暖流系群にどの程度貢献しているかということは現在、研究中でございます。

漁業の特徴でございますけれども、漁獲量の80%はまき網漁業によります。大中型まき網漁業の漁獲の3割を占めるという大変その漁業にとっても重要な魚でございます。

それから漁獲の動向について、日本漁船による漁獲量の経年変化の図を5ページの一番上に示しました。棒グラフの方が漁獲量ですので、これを見ていただければと思います。

マアジの漁獲量は、1980年代から90年代ぐらいに増加傾向を示して、93年から98年に約20万トン維持しました。しかしその後、1999年から2002年には13万トンから16万トンに減少しました。2003年、2004年と増加して、2004年、19万トンまで回復しましたがけれども、2005年には14万トンまで減少しております。

マアジにつきまして、韓国の漁獲量は年間数万トンございます。2万トンから5万トン程度ですけれども、2005年は5万トン漁獲された。少し韓国の漁獲が2005年は増えたという特徴がございます。

次に漁獲物の年齢組成をもとに資源解析を行いました。この解析には日本の漁獲量と、それから、韓国漁船による漁獲量を合わせて用いました。

その結果を示したのが5ページの中央の折れ線グラフでございます。このうちの線が資源量でございますので、これを見ていただければと思います。

右から3分の1ぐらいのところは1993年ですが、93年から98年までは比較的高い資源量を示しました。それから、99年から資源量が落ちて、それから、また2001年ぐらいから資源量は回復して、近年、この資源解析を行った期間では比較的高い資源量を示しております。

1999年から資源量が落ちた原因ですが、これについては加入が悪かったと考えております。

それから2005年、2006年もやや加入が悪いため、場合によっては2006年以降、1999年から資源量が落ちたのと同じようなことをたどる可能性がありますけれども、これについては今後の加入がどうかということを見て判断したいと考えております。

加入がなぜ悪いかということについては、原因は2つほど考えております。1つは、ここにはグラフを示しておりませんが、親の量が多ければ加入量が多いという関係がございます。正の相関、そういう関係がございますので、親の量をきちんと確保することが大事でございます。

それから、もう1つは、この資料の7ページ目に東シナ海の南部の海面の平均水温と再生産成功率、子供がどのくらいうまく出るか、一定の親からどのくらいの子供が出るかという率を比べた図がございます。点が全体に右下がりになっているということは、水温が高くなると子供の出方が悪くなることを示しております。

したがって、マアジの場合は、海洋環境と加入の子供の出方がかなり関係があるというふうに考えております。これも影響はしますけれども、ただ、2005年だけは子供がよく出るべき水温の低い状況でしたけれども、加入が悪かったといったことがございますので、ここら辺もまだ研究課題かというふうに考えております。

以上の状況を踏まえまして、どのような管理方策をとるべきかということを考えました。

資源量は、近年では高い水準にありますけれども、海域によっては、特に沿岸部等ではまだ資源が多いということを漁業者の方々が実感するに至っていないということから、資源をさらに増加させることが望ましいと考えています。

ただ、現実的問題として、2005年、2006年の加入量が減少しております。一方で、親魚量はまだ多いですので、今のままの水準に維持する程度の漁獲圧を上限として漁獲して経過を見ることが妥当と考えます。経過を見て、加入がよければ、またさらに漁獲圧を高めればよいし、加入が悪ければ、漁獲圧を制限する等の対策を今後とるべきというふうに考えます。今のところは親魚量を同水準に維持して経過を見るのが妥当と考えております。

それから、マアジの場合、非常に若齢魚から漁獲されますので、加入当たり漁獲量、出た子供からどのぐらいの漁獲量を揚げるかということを増やすためには、0歳魚の漁獲を減らすことが有効というふうに考えております。

以上でございます。

今井助教授 それでは、独立行政法人水産大学校、正確には海洋生産管理学科助教授の今井と申します。どうぞよろしく願いいたします。

私の方では、資料2の1ページ目の表1と、それから、表2の部分で、日本海西部・九州北海域の主に沖合底びき網漁業、2そうびきです。それと東シナ海で操業する以西底びき網関係の資源状況について説明させていただきたいと思えます。

私、1998年以後、ここにおられる時村さんの要請を受けたこともありまして、下関漁協にあります沖合底びき網関係の資源の調査をしております。それに関わったことで、今、この表1にございますけれども、幾つか魚種があがっております。この中でも特にまた今、申し上げました沖合底びき網漁業関連で、その資源が100%とはいいいませんけれどもかなりの大部分が漁獲されているのが、上から申しますとキダイ、それからムシガレイ、ソウハチといった魚種です。それ以外の魚種は、沿岸域でも広く分布しておりまして、ここについてはちょっと資源の状況をよく把握できておりませんので、今、言いました魚種、それから、次のページへいきまして表2のアンコウとアカムツ、アナゴといった魚種も非常に沖底で大事な魚種になっております。これに関して簡単に説明させていただきたいと思えます。

私が申し上げますのは、私が下関漁協で調査しておりまして、大体下関漁港に13ヶ統、それから、浜田漁港に正確には7ヶ統ぐらいが沖底おりまして、漁獲量の半数近くから多

いものでは70%近くを下関の在籍船が漁獲しております。私はそちらの方で調査しておりますので、これから申し上げるのは、その漁獲物に基づいた資源状況ということで、島根県船の部分は入っていませんが、概況としては変動傾向とかについてはそれだけでもまだ問題はないと思います。今、言いましたように、50から70%の部分の資源は把握できている。

最初にキダイですけれども、キダイは雌親の資源量、3歳魚以上の雌の資源量は90年代から最近に至りまして400トンレベルから900トンレベルまで増加して、最近では、04年で900トンレベルまで増加しています。ただ、加入量はほとんど変わっておりませんで、非常に大きな年変動がある。隔年に近い年変動があって、この場合には、まだキダイの資源というのは、ほぼ、ここに書いてありますように中位で増加傾向、もう既に適正な資源量を超えているように思われます。再生産関係から見て。ところがキダイの場合には非常に小型魚の1歳魚の漁獲割合が非常に高うございまして、魚形的に見ますと、非常に小型魚で安い魚をたくさん獲ってしまうために、大型魚が少なくなって、資源管理、特に漁獲金額が下がるというような、つまり小型魚を保護すると逆に資源管理効果が高いという魚種であります。

続きましてムシガレイですけれども、雌の資源量が90年代は200トン台、2000年、98年に、先ほど時村さんから話がありました。ムシガレイは逆でございまして、水温が高くなりますと再生産率がよくなる傾向がございまして、それでこのところの温暖化の関係で、98年に非常に高い加入がありまして、2000年まで資源量が大きくふえてきました。ところがその後、01年級以後は親の量が徐々にまた減ってきてまして、今、ちょうど横ばいといっているのか、減っているのかよくわからない状況でございまして。今後どうなるかというのが、2001年以後、2004年まで親資源量が徐々に減ってきております。横ばいといえるのかどうか、減少ではないと思うのですが、今後、予断を許さない状況というふうに、現在の資源量がおよそ270~280トン、一番多いときが400トンぐらいの雌資源量です。

それから、ソウハチはここで低位、減少と書いてありますが、これはムシガレイと逆だと思います。先ほどのマアジと同じように、水温が低くなるとよくなるという関係があるらしくて、継続的に減少しております。非常に危機的な状況にある。

ここには出ておりませんが、逆にヤナギムシガレイの資源量は漁獲量がふえているとともに、恐らく増加して、ただ、資源については把握しておりません。今後の研究の課題と

しておきます。

ということで、この表1に関わる魚種は、私の方の説明は以上でございます。

それから、表2の方にまいりまして、アンコウは最近、漁獲量は非常にふえておりますが、下関漁協の漁獲、アンコウというのはキアンコウという魚が普通でほかにホンアンコウといわれている魚でございます、名前に「キ」のつかないアンコウという魚、それがまじって漁獲されているようでございます。一般にはキアンコウの方がアンコウとして流通しているのですが、その辺の関係で、下関漁港、今、日本一のアンコウの水揚げとっておりますけれども、ずっと98年ごろから漁獲量がふえだしまして、資源量は、恐らく98年級が非常に大きかった。その関係でふえているのですけれども、資源量は把握しておりませんので、今後どうなるか。というのは、小型魚の漁獲割合がさほどふえていない、資源量がどんどんふえているという状況ではなくて、漁獲圧が高まった上で漁獲量がふえ続けております。今後どうなるかはちょっと予断を許さない状況で、非常に獲り過ぎに注意が必要だと考えています。

それから、アカムツですが、アカムツは日本海の周辺に非常に分布が偏っている資源でございます、これも沖底でほぼ全部獲られているというような魚種です。非常にノドグロと申しまして単価が高いものですから、この魚がいる場合にはこれを集中して獲るという状況でございます。

資源量は90年代に大体100トンぐらいだったものが、近年、一番近いところでは300トン弱ぐらいまで、200トン台の後半ぐらいまで、雌親だけの資源量がふえてまいりまして、ところが昨年、2004年に親量が以前よりも大分ふえたのですが、そのときの加入が余りよくなかったようで、この状態で今のところ、親量が急に減るというようなこともございませんので、今のところ、まだふえ続けるのかな。ただし、ふえ方は非常にゆっくりしたペースでございます。そういう状況でございます、アカムツについては、ここに書いてありませんが、表2のところにあります資源量は微増傾向。

それから、最後にアナゴはマアナゴですけれども、これについても情報が非常に少なくございまして、漁獲量は、大きさ別の漁獲量も比較的安定した状況でございます。余り大きく変動はしておりません。

以上でございます。

森本会長 ありがとうございます。

ただいまの資源状況の説明につきまして何か御質問等ありますでしょうか。

野村委員 ちょっとアジのことでお伺いしたいのですけれども、この産卵場の中心付近の辺は、4ページの地図ですね、ちょうど中国のガス田が建っているような付近だと思うのですが、その影響というのは全然考えられないのですか。

西水研・時村部長 産卵場のうちのどの産卵場でしょうか。

野村委員 たしか真ん中辺ではないですか。

西水研・時村部長 東シナ海の真ん中あたりですか。

野村委員 そうです。

西水研・時村部長 随分日本側の方だと思います。

野村委員 ガス田開発のあるあそこら辺ではないのですか。

西水研・時村部長 もう少し東側だと思います。

野村委員 日本の方ですか。

西水研・時村部長 はい。

森本会長 よろしゅうございますか。

(2) 資源回復計画及び委員会指示について

- ・ 日本海西部・九州西海域底びき網漁業(2そうびき)包括的資源回復計画について

森本会長 それでは、議題(2)の資源回復計画及び委員会指示についてに入りたいと思います。

先ほど申し上げたとおり、本日の委員会では、本委員会に設けられた部会の区域をまたがる資源回復計画について、及び本委員会の権限であります委員会指示について御審議をいただき予定でございます。

まずは新たな資源回復計画の作成についてでございます。平成17年11月1日に開催されました第6回の委員会で、計画の作成着手について御了承をいただいております「日本海西部・九州西海域底びき網漁業(2そうびき)包括的資源回復計画」について、これまで検討が進められてきたところでございますが、今回、計画案を御審議いただくということでございますので、よろしく願いをいたします。事務局から説明をお願いします。

事務局(吉永) 九州漁業調整事務所の吉永といたします。よろしく願いします。

それでは、資料2をごらんをいただきたいと思います。

日本海西部・九州西海域底びき網漁業（2そうびき）包括的資源回復計画（案）という
ことで御説明をさせていただきます。

まず1ページ、1番の資源の現状でございますけれども、先ほど今井助教授の方からも
代表的な魚種については御説明がありましたので、もうこの場では省略をさせていただき
たいと思います。

いずれにしても、ここに書いてありますのは、外国漁船との競合等によりまして、
タチウオ、ムシガレイ、ソウハチ、アマダイ類といった主要魚種の資源水準が低下をして
いる。全漁獲量的にも漸減傾向にありますよというようなことを書いております。

1ページが一番下の方に欄外に細かい青い字で書いております。

本計画の内容は、日本海西部あかがれい（ずわいがに）資源回復計画の内容に影響を
与えるものではないというふうに書いております。これにつきましては、既に島根県の沖底
船については、この計画に基づく漁獲努力量削減措置等に取り組んでいただいております
ところです。

したがって、本計画では、当面、島根県の沖底船につきましては、具体的な回復措
置等は入っていないということでございます。二重の負担がかかるということで、当面はそ
ういうことでスタートをさせていただく。ただ、同じ沖底の2そうびき、漁場も共通の海
域ということでございます。今後の漁獲努力量削減措置の検討方向によりましては、本計
画にも参加をしていただくということも考えられるわけです。今までやりました関係機関
の連絡会議等につきましては、オブザーバーとして出席をしていただいております。今ま
での検討状況についても、常に承知をしていただいているという立場で、現在のところ参
画をしていただいているということで、一応補足の説明をさせていただきます。

2ページです。

中段の（2）の資源回復の必要性ということで書いております。

非常に本計画の対象漁業であります沖合底びき網漁業、以西底びき網漁業につきま
しては、いずれも関係県の重要な基幹産業でありますし、地域社会の活性化に不可欠な漁業に
なっております。一方では、先ほどからお話をしておりますように、外国漁船との漁場競
合等から、全体的には資源の減少傾向が見られるということで、安定的な漁業資源の確保、
あるいは供給が必要になってくるということでございますので、この悪化した漁業資源の

水準の回復を図っていききたいということでございます。

続きまして2の資源の利用と漁業管理等の現状、関係漁業等の現状でございます。

既に御承知のとおり、沖合底びき網漁業、以西底びき網漁業につきましては、漁業法に基づきます指定漁業でございます。

両漁業とも現在まで多様な動物性たんぱく質の供給源としての役目を果たしてきておるところでございますが、後段の方に書いておりますように、沖合底びき網漁業につきましては、昭和60年の130隻（65組）から、平成18年には44隻（22組）まで減少をしてきておるとのことでございます。これは許認可隻数でございます。そこには許可隻数になっておりますけれども、許認可隻数ということが正確なことでございます。

操業海域につきましては、下2行に書いておりますけれども、従来は韓国の排他的水域でも操業をしていた実績がございますが、現在は日本の経済水域内での操業になっておるとのことでございます。

続きまして3ページに入ります。

以西底びき網漁業につきましても同様でございます。

特に許可上は広大な操業水域があるわけですが、近年の膨大な中国漁船の進出と申しますか、漁場競合もありまして、中段付近に書いておりますように、昭和60年には、435隻あった漁船隻数が、平成18年には13隻までに激減をしておるところでございます。

以西底びき網漁業の操業海域につきましては、冬場、一時期は韓国水域でも操業しておりますけれども、現在では日本のEEZ内での操業が主体になっておるとのことでございます。

以下、3ページにつきましては、許認可隻数の推移について、そこに表、図にまとめておるところでございます。

図1につきましては、隻数の単位が、左側が沖合底びき網漁業、右側が以西底びき網漁業ということで、単位が違いますので御注意をいただきたいと思っております。

4ページから5ページにつきましては、4ページの表4でございますけれども、沖合底びき網漁業の島根県船、山口県船、なお、山口県船につきましては、福岡の許可船1ヶ統2隻でございますけれども、それも含めた数字になっております。それと以西底びき網漁業に分けて昭和60年から平成16年までの漁獲量、漁獲金額の推移を書いてございます。

以下図2、図3、図4につきましては、今の表を図式化したものでございます。赤い棒

グラフが漁獲量、青い折れ線グラフが漁獲金額の推移になっております。

続きまして6ページに入らせていただきます。

漁業形態及び経営の現状でございます。

まず沖合底びき網漁業につきましては、上3行に書いておりますけれども、大体1航海当たり4日から5日の間隔で操業をされております。入港しましたら、氷、燃油等の積み込み等も含めまして、月に5日間ほどは船員の休養も含めて係船をされているということでございます。

現在、沖合底びき網漁業につきましては、先ほど資源のところでお話がありましたように、アンコウが全国一の漁獲量があるということで、現在、地元の下関におきましてもブランド化ということでPRを展開されているというところで、一定の成果も出てきておるところでございますが、ただ、全体的には魚価が低迷であるということ、あるいはまた最近の急激な燃油高騰ということもありまして、非常に厳しい経営を強いられておるところが現状でございます。

以西底びき網漁業につきましてもそこに書いております。

以西底びき網漁業につきましては、大体1航海が2カ月ぐらいの航海ということになっております。漁獲物につきましては専用運搬船がございまして、いろんな食料等の補給も含めて、この運搬船によって長崎の方まで水揚げをされているということでございます。

乗組員の問題につきましては、従来は、海外基地方式ということで中国船員を雇用されておったわけですがけれども、今年からということもございますけれども、漁船のマルシップ制ということで、外国船員の雇用ということで、経営的な努力をされているということでございます。

ただ、膨大な中国漁船との漁場競合や、あるいは沖底と同様に、資源の悪化、燃油の高騰、魚価の低迷等がございまして、経営的には非常に厳しいものがあるというところがございます。

の消費と流通の現状でございます。

下関の市場の方に漁獲物は水揚げをされておるところでございます。地元はもちろん、中国地方あるいは四国地方といったところについても陸送により出荷をされておるところでございます。

以西底びき網漁業につきましては、長崎港に水揚げをされております。地元の長崎県が

かなりの量は占めますけれども、ほか大阪、東京、あるいは福岡といったところにも供給をされてるということでございます。

続きまして6ページの下の方になりますけれども、資源管理等の現状でございます。

もう既に御案内のとおり、沖合底びき網漁業につきましては、5月16日から8月15日まで、一部海域につきましては、6月1日から8月31日までということでございますけれども、これは制度的に禁漁期間ということになっております。自主的な措置としまして、山口県の萩市の見島周辺海域におきましては、沿岸漁業者との漁業調整ということもありません。周辺の海域での操業の自粛等に取り組んでおられるということでございます。

以西につきましては、制度的には周年操業が可能という制度になっております。ただ、自主的には、7ページの上の方に書いておりますけれども、網目の拡大ということで、小型魚の獲り控えに取り組んでおられるというところでございます。

遊漁の現状、積極的培養、保全措置については、そこに記載しているとおりでございます。省略をさせていただきます。

続きまして7ページの中段の3の回復計画の目標ということでございます。

なにせ広域の包括的資源回復計画というのは、本計画が初めてということで、今までの計画につきましては、魚種別ということで、ある程度の資源評価を受けまして、一定のシミュレーション等もできたわけですが、多魚種を対象としておりますこの包括的につくしまして、非常に目標の設定というところが立てづらいといったところがございまして、資源の状況を見ますと、かなりの漁獲努力量を削減させるということが必要になってくるわけですが、一方では、漁業経営への影響というのも考慮せざるを得ないということでございます。したがって、段階的に取り組んでいくということにしております。

当面は、中ほどに書いておりますけれども、小型魚の獲り控え等によりまして、対象海域における有用底魚資源の減少傾向に歯止めをかけ、資源回復計画終了後、単位漁獲努力量当たりの漁獲量、これは1網当たりの漁獲量ということになりますけれども、これを引き上げることを目標にしたいということでございます。

それに加えて、小型魚の獲り控えを行うことによって、少しでも大きくして、ある程度の魚価の向上も認めます。こういったこと、あるいはブランド化といった付加価値向上も図りながら、経営の安定化の取組みも併せて検討していきたいということで考えてお

るところでございます。

4番目の資源回復のために講じる措置と実施期間ということでございます。

本計画につきましては、平成18年、今年度から平成23年度までの6年間ということで予定をしておるところでございます。必要に応じて見直しをしていきたいと思いますということでございます。

漁業種類ごとの削減措置でございますが、まず沖合底びき網漁業につきましては、減船ということでございます。

8ページに入ります。18年度、本年度中に2隻(1組)の減船を実施をしていくということになっております。

減船につきましては、19年度以降、状況等も見極めながら必要に応じて検討していこうということになっております。

イの漁船の小型化でございます。

現在の船が75トン型ということでございます。これを60トン型へ小型化をしまして、魚倉の小型化、エンジン出力の低減等により、漁獲努力量の削減措置を図ることを検討していきたいということでございます。

これにつきましては、現在「やまぐち丸」という以東組合所有の沖底船ですけれども、60トン型が既に稼働をしておるところでございます。こういった状況を見ながら、漁船の小型化ということを検討していきたいということでございます。

ウの漁具の改良につきましても、先ほど言いました60トンの「やまぐち丸」の方で、現在、水産総合研究センターへの委託事業ということで、小型魚を選択的に獲り控える改良漁具等の開発事業を今年度、来年度にかけて実施をしていただくということになっております。現状の網と、網目を大きくした網目を使用しまして、小型魚の脱出率といいますか、そういったものを比較調査をやるようにしております。そういった結果を踏まえまして、漁具の改良等についても検討していきたいというふうなところでございます。

続きまして以西底びき網漁業についてでございます。

1つは休漁期間の設定ということでございます。以西底びき網漁船のうち、76トン以上の以西底びき網漁船について、5月16日から5月31日までの間、休漁をしていくということでございます。

保護区の設定、減船につきましては、資源の現状等を見極めながら、今後、必要に応じ

て検討をしていきたいということでございます。

(2) の資源の積極的培養措置ということでございます。

これにつきましては、マダイ、ヒラメ等沖底船あるいは以西船で漁獲されている魚種もでございます。引き続きこういった魚種につきまして、関係県による種苗放流に取り組んでいただくということでございます。

(3) の漁場環境の保全措置でございます。

沖底船、以西船とも従来から新日韓・新日中の基金によります事業に取り組んでいただいております。引き続き漁場環境保全のためのこういった事業に取り組んでいただくということを予定しております。

5 の漁獲努力量削減措置及びその効果に関する公的担保措置でございます。

これにつきましては、当面は、先ほど御説明しましたように、以西の休漁期間というのを予定しております。したがって、これの実効性を担保するためということで、委員会指示等による公的規制を検討したいと考えているところでございます。

8 ページの後段の方になりますけれども、資源回復のために講じる措置に対する支援策ということでございます。

減船、休漁等の漁獲努力量削減措置につきましては、資源回復等推進支援事業の活用等必要な支援を行っていきたいというふうに考えております。

7 番の資源回復措置の実施に伴う進行管理につきましては、ここに書いておるとおりでございます。説明は省略をさせていただきます。

8 番、その他につきましては、(1) としまして地域経済との関連ということで書いております。非常に地域、造船業、あるいは加工業といったところとの結びつきが強いということでございます。そういうことでございますので、本計画の推進によりまして、そういった地域経済の活力維持にも貢献をしていく必要があるといったところを書いております。

(2) につきましては、漁獲物のブランド化ということでございます。こういった取り組みをやっていくということでございます。

(3) 国民の理解ということを書いております。

(4) につきましては、国民への情報提供を行うとともに、需給関係等にも配慮しながら本計画を進めていきたいといったことを書いております。

11ページにつきましては、別表ということで、本計画の対象海域、沖合底びき網漁業、以西底びき網漁業につきまして、対象海域につきまして、そこで定義をしているところがございます。

一番最後になりますけれども、今、表で定義をしております対象海域が沖合底びき網漁業、以西底びき網漁業、それぞれの対象海域として本計画に取り組んでいきたいということでございます。

以上で説明を終わります。

森本会長 ありがとうございます。

本委員会に係る初めての包括的資源回復計画の御説明がございましたが、何か質問等ございますでしょうか。

関係される委員の方から何か御意見等ございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、日本海西部・九州西海域底びき網漁業（2そうびき）包括的資源回復計画について、本委員会として了承することとしてよろしいでしょうか。また、併せて今後、事務手続がございますので、事務手続上の部分的な修正、文言の訂正等につきましては、私に御一任いただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

〔異議なしの声あり〕

森本会長 ありがとうございます。

それでは、日本海西部・九州西海域底びき網漁業包括的資源回復計画について、本委員会として了承することといたします。事務局においては、本計画の公表に係る事務手続を進めていただきたいと思います。

なお、事務手続がすめば、水産庁のホームページに本計画本文を掲載する予定になっているところがございます。また、関係の漁業者の皆様におかれましては、これまで計画づくりに大変御努力をいただいたところでありますが、これからは計画の実施ということになりますので、取組みが着実に行われますよう、引き続きよろしく願いをいたします。

- ・ 九州・山口北西海域トラフグ資源回復計画に係る委員会指示について

森本会長 次に九州・山口北西海域トラフグ資源回復計画に係る本委員会の委員会指示についてでございます。

九州・山口北西海域トラフグ資源回復計画に係る委員会指示については、前回の委員会で、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第3号及び第4号を決定したわけですが、この委員会指示は、本年12月31日までの操業に係るものでございますので、来年1月から3月の操業についての委員会指示を行うということでございます。事務局から説明をお願いいたします。

事務局（吉永） それでは、資料3に基づきまして説明をさせていただきます。

トラフグの資源回復計画に関わります委員会指示につきましては、既に御案内のとおり1号、2号、3号、4号というところで承認をいただいて、委員会指示3号、4号に基づいて現在、実施をされているというところでございます。

基本的には、1号、2号、3号、4号と変わっておりませんので、説明につきましては簡潔に行いたいと思いますので、よろしく申し上げます。

まず資料3 - 1でございます。

これにつきましては、簡単に今回、提案をさせていただきます6号、7号の概要を書いております。

2の指示の内容の（1）に書いております。指示3号が指示6号ということになっております。

アの（イ）対象船舶のところですが、承認制としまして10トン以上のトラフグはえ縄漁船、届出制としまして総トン数10トン未満のトラフグはえ縄漁船ということで、この枠組についても全く変わっておりません。

漁獲成績報告書につきましては、1月から3月分を来年の4月30日までに提出をいただくというところでございます。

指示の有効期間につきましては、この漁獲成績報告書に係ります指導等の期間も考慮しまして、平成19年5月31日までということにしております。

続きまして（2）の指示7号の方でございます。この7号によりまして、資源回復計画の実効性を担保しているというところでございます。

1つは操業期間の制限ということで、対象海域をAからEまでの5つに分けまして、浮縄、底縄ごとに一応休漁期間を設定をするというところでございます。

イにつきましては、全長制限ということで、25cm以下、一部海域では20cm以下のトラフグを採捕した場合は、その場で再放流しようということになっております。

この7号につきましての指示の有効期間は1月1日から3月31日までということにしております。

2枚目と3枚目の図面があらうかと思えます。これにつきましては、参考程度ということで、AからEまでの海域の区分、それぞれの浮縄、底縄の操業、2ページの方が回復計画に基づく休漁期間、3ページの方がそれを裏返したような形になりますけれども、操業期間というふうなことで一応参考資料として添付をさせていただいております。

続きまして本文の方の説明を簡単にさせていただきます。資料3-2をごらんいただきたいと思えます。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第6号(案)ということでございます。

これも従来と全く変わっておりません。2の操業の承認ということで、ここが平成19年1月1日から平成19年3月31日までの間、総トン数10トン以上の船舶を使用してトラフグはえ縄漁業を営もうとする場合は承認を受けなければならないというところで、この日付が変わっておるだけでございます。

続きまして2ページでございます。

同じように、6の操業の届出、平成19年1月1日から平成19年3月31日までの間、10トン未満の船舶で操業する場合は届出をしてくださいということになっております。

9の指示の有効期間、先ほど説明をしましたように、漁獲成績報告書との兼ね合いがありますので、この6号の有効期間は5月31日までということにしております。

3ページ以降の承認証の様式、記載例、それから、5ページ目の承認証の船体表示についても全く従来の指示と変わっておりません。

続きまして資料3-3でございます。

同じく委員会指示7号(案)ということでございます。

ここにつきましても基本的に全く変わっておりません。ただ、ここで変わっておりますのは、次の2ページ目を見ていただきたいと思えます。

この操業期間の制限ということで、今までの指示を見ますと、A海域からE海域まで5つの海域、それとそれぞれの浮縄、底縄ということで、もっとボリュームのある表になっていたわけですが、今回は、先ほどから説明をしておりますように、委員会指示の実質的な有効期間が平成19年1月1日から3月31日までということで、その間、操業できる海域、操業できる漁法が多いということで、制限される海域及び漁法がこの3とお

りということになります。したがって、その制限を受ける海域、漁法だけの表になっておるところがちょっと今までと違ったところで、実質的な中身については変わっておりません。

したがって、それに関連しまして、今の2ページの1の(3)浮縄の定義があるかと思えます。従来まではこの次に底縄についても定義をしておったわけですが、そういうことで、今回は底縄については制限を受けないということで、ここの定義からも削減をしております。

あと同じように4の指示の有効期間、ここにつきましては、実質的な操業期間なり、小型魚の再放流、全長制限ということでありますので、ここの指示の有効期間につきましては、1日1日から3月31日までということにしております。

続きまして資料3 - 4でございます。

これにつきましても指示3号に基づきます事務取扱い要領と全く変わっておりません。4のところ承認の申請という項目が中ほどにありますけれども、11月1日から施行ということになりますので、11月30日までに承認申請をしていただくということで、年内には承認証を交付させていただき、来年の1月から操業に入るとのことでございます。

2ページの9の届出につきましても、従来同様、操業開始予定日の1カ月前までに届出をしていただくということでございます。

以下、4ページの別表、5ページ以降の様式等につきましても全く変更がありませんので、この分については省略をさせていただきたいと思えます。

以上が本日、提案をさせていただきます日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第6号及び第7号についてでございます。よろしくお願いをしたいと思います。

なお、今回の指示には関係ございませんけれども、来年、平成19年の4月以降の委員会指示の検討にあたりまして、昨日の九州西部会において、福岡県の松井委員、山口県の清水委員から御発言がありましたので御報告をしておきたいと思えます。

1つは、従来から御要望が出されております全船承認制についてでございます。松井委員、清水委員、両委員の方から、改めて早期検討の御意見が出されております。

2つ目はB海域の浮縄の操業期間についてでございます。これにつきましては、松井委員の方から、福岡県のはえ縄漁業者の切実な要求として、現行の3月10日までを3月20日までにしてほしいという御要望の御意見が出されました。

一方、これに対しまして、清水委員の方からは、慎重な立場での御意見をいただいております。

この2つの全船承認制、操業期間の御要望の御意見につきまして、いずれにつきましても本資源回復計画を作成するまでの関係者の協議の経過もでございます。一方では御意見、御要望の趣旨も理解できるところでありますので、今後も今まで同様、関係県あるいは関係漁業者等と誠意をもって協議を行いながら、合意形成に向けて努力をしていきたいと考えておりますので、つけ加えさせていただきます。

以上でございます。

森本会長 ありがとうございます。

委員会指示の案につきまして御説明いただきましたけれども、何か御質問等ございますでしょうか。御意見ございますでしょうか。

ないようでございます。

それでは、本委員会として日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第6号及び指示第7号を指示することを決定してよろしゅうございますか。併せて今後の事務手続上の部分的な修正、文言の訂正等につきましては、私に御一任いただきしたいと思います。

〔異議なしの声あり〕

森本会長 それでは、事務局において委員会指示についての事務手続を進めていただきたいと思います。

・ 日本海沖合ベニズワイガニ資源回復計画について

森本会長 次に既に実施中の資源回復計画の取組み状況についてでございます。

日本海沖合ベニズワイガニ資源回復計画について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（上田） 資料4をごらんください。これに基づいて御説明いたします。

まず日本海沖合ベニズワイガニ資源回復計画の実施状況でございます。

漁業者協議会等の開催実績ということで書いております。

さまざまな調査報告、研究報告、それから、そのたびごとに漁業者協議会、それから、漁労長会議というようなものを開催しております。そしてまた、この漁期、去年から開始いたしました境港におけるベニズワイ産業三者協議会ということで、境港の大量なカニを

消費しなければいけないということで、加工・仲買、そして生産者、荷受という3者が集まって開催を継続してある会合も10回を迎えております。

3ページをお願いします。

また、兵庫県におきましては、現在、兵庫県の知事許可水域にございます暫定水域があります。その部分について、漁場の再開拓を試みようという動きが1つございまして、そちらの方も進めております。

何分、このベニズワイガニかご漁業自体が暫定水域、韓国との競合という中でしばりの多いことではございますけれども、この資源回復計画を足がかりとして進めておるところであります。

例えば付加価値向上、あるいは安定価格形成の試みといったことで、徹底的に選別をよくする。よくした結果、獲ってくる箱数は減るけれども、航海当たりの漁獲金額は上がるというようなこともちらほら効果として出てきておるわけです。

次に5ページをお願いいたします。

漁獲努力量削減措置及び漁場環境保全措置の実施状況です。

6月1日から30日まで新たな1カ月間を今年から新潟、兵庫、鳥取、島根、全県実施しております。

兵庫県におきましては、平成18年度、知事許可船1隻減船を済ませております。

そのほか、自主的な取組みといたしまして、休漁中の網裾の開放といったものも進めております。

それから、改良漁具につきましては、子ガニを生きた状態でかごが海底にあるうちに逃がすというようなリングと呼ばれるものがございます。これはアクリル製の丸いものですが、これを網にとりつける、それを脱出口と呼んでおります。これを装着した船が島根県と鳥取県、各県で1隻ずつ試験的に実施しております。

休漁は、兵庫県船については去年から、そして境港を主な水揚げ港とする船は今年から1カ月の追加休漁になったわけですがけれども、その経過状況をお知らせいたしますと、それぞれやはり地域性が出るということで、例えば境港の場合は、一定の安定したカニの供給量がどうしても必要になってくる。それが休漁が長続きすると、工場のラインでものを考えておりますので、どうしても計画が立たなくなってくるといったような問題が生じておるようでございます。

また、生産者サイドとしても、この後、西野会長の方からお話があると思いますけれども、休漁に伴ってさまざまな問題が生じているようなことでございます。

とりあえず以上でございます。

森本会長 ありがとうございます。

御説明にありましたように、計画どおり着実に取組みが実施されたということでございますが、ただいまの説明につきまして御質問等ありますでしょうか。

関係される委員の方から何か御意見等はございませんか。

参考人の西野会長から何かございますでしょうか。

西野参考人 それでは、今年度の実施状況及び若干の意見等を述べさせていただきます。

昨年度の兵庫県のみの係船休漁に続きまして、今年度は6月に県知事許可船が兵庫県8隻、あと大臣許可船が兵庫県が1隻、新潟県2隻、鳥取県5隻、島根県5隻の合計21隻の係船休漁を実施いたしました。従来の休漁期に加えて、6月1日から8月31日までの連続3カ月の休漁になったわけですが、各県で係船休漁に対する支援に格差が生じておりまして、休漁を終えての感想も各県でまちまちであるのが現状でございます。

具体的に申し上げますと、漁業経営維持費に対する支援の割合は、県知事許可船の兵庫県は12分の10、大臣許可船については、それぞれ鳥取県が12分の11、島根県が12分の7、新潟県が12分の6となっております。非常に経営的に厳しい状況も生じておりますし、特に広域的な取組みとしては、やはり若干問題があるのではないかとわざるを得ない状況でございます。

特に境港においては、陸揚げ港、漁船規模、操業形態と全く同じ状況の中で操業を行っていきまして、その中で改良漁具の積極的導入や減船も含めた係船休漁に関わる漁獲努力量の削減措置も検討課題となっております。

また、陸上においても、漁獲量の9割以上が加工原料でございまして、特に今月10月からの原産地表示の義務づけや、ロシア、北朝鮮の諸事情から、加工、仲買も特に輸入物から国産依存型にシフトせざるを得ない状況となっております。

その中で、この資源回復計画の係船休漁のあり方も、資源回復はもちろんでございますけれども、合理的な原料供給との兼ね合いの中でどう再検討していくか、これは1つ課題になってくると思います。

その中で、漁船漁業の再編の動きの中で、地域としての取組みが重要課題になっております。資源回復計画も、それと別個のものではなくて、再編事業の取組みと一緒に総合的に考えていくべきだと思っております。

特に兵庫県香住港と鳥取県境港の2港が荷揚げ港ですけれども、それぞれの地域によって事情が異なるのは当然のことですので、ベニズワイの生態、自然学的特性を考慮しつつ、また総合的な立場で係船休漁に代わる漁獲努力量削減措置の導入と、それに伴う係船休漁の期間の短縮及び変更等の見直しも、これもやはり全体としての取組みと、地域ごとの取組みとの2とおりの再検討の必要性があると思います。

来年度以降のベニズワイガニの資源回復計画について、今後とも各関係機関の御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

森本会長 ありがとうございました。

いろいろと問題点等につきましても御説明をいただいたところでございますけれども、何か事務局の方でそれについてお答えするようなことはございますか。

事務局(上田) 今、西野会長からお話がありましたとおり、簡単に言ってしまうと、今の休漁を継続できるかどうかという瀬戸際に境港は来ているということです。なぜならば、20社ある加工業者のうち、ベニズワイガニを扱う加工業者、専属でベニガニだけを扱う加工業者が8社くらいある。そういう状況であるからです。また、境港の場合は、特にベニガニ加工の大きな受け皿がなければ、このベニガニ漁業も成り立たないという状況だからです。今のところは仮に休漁以外の形で漁獲努力量の従来どおりの10%削減を達成する方法としては、今、具体的には出しておりませんが、準備は進めておかなければならないと事務局としては考えております。

また、仮にほかの手法で漁獲努力量の削減をするとすれば、それなりの理由もちゃんと確固たるものがなければならぬと思いますので、現場とよく対話をしながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

森本会長 ありがとうございました。

ほかにはございませんでしょうか。

それでは、いろいろ今後、検討する課題があるということでございますけれども、ただ

いまの計画につきましては、引き続き着実な計画の実施をお願いをしたいと思います。

・ マアジ対馬暖流系群資源回復計画について

森本会長 それでは、次に移ります。

現在作成中の資源回復計画についてでございます。マアジ対馬暖流系群資源回復計画の検討状況について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（上田） それでは、資料5 - 1、5 - 2に基づきまして説明いたします。

マアジ対馬暖流系群資源回復計画策定に関する会議開催状況ということで、鳥取、島根、長崎、そして今、鹿児島、それぞれの県に由来するまき網が参画しております。

ずっと平成17年6月21日から、この当該計画に関する説明が始まりまして、ずっときまして、計画の内容に関する検討、そして次のページです。

今現在、計画内容の内容の検討及び今後のスケジュールというところまでたどりついております。

次のページをお願いします。

これは参画団体です。現在、参画しておる団体でございます。山陰旋網、これは鳥取県機船まき網漁業協同組合です。それから、島根県旋網、これが所属しております。

あと日本遠洋旋網漁業協同組合、これは大中まき、そしてそこに見られるように長崎、山口等各県が所属しております。

それから、鹿児島県旋網、それから長崎県旋網、そこに書いてあるような内容になっております。

現在のところ、このような体制で臨んでおりますが、今後は、これから後々説明いたしますけれども、この当該計画の水域に関係する各府県、参画の意思を打診してまいりたいと思います。

それでは、資料5 - 2をお願いします。

回復計画の内容に関する検討状況についてです。

基本的な方針はこのように定めております。

現在のところ当該資源の資源動向は、加入及び漁獲量の年変動はあるものの、中位・横ばい傾向であると判断されている。これを過去に見られた低レベルに戻さないよう、現状

水準に維持することを当面の目的として当該計画に取り組むこととするということです。

その中身にまいります。2、対象漁業種類は、下記団体の所属船のうち、計画の対象水域、これは西部日本海海区水域、九州西部海区、それから東海黄海区水域及び各関係県地先水域ということです。それは3枚目に今の対象水域が書いてございます。このにおいて操業する大中型まき網（大臣許可）及び中型まき網漁業（知事許可）となっております。

その団体とは、先ほど申しましたとおり、遠旋、山旋、長崎県旋、鹿児島県旋、そして鹿児島県旋はここに括弧して大中まき網漁業のみとなっておりますけれども、この資料を作成した後、こちらの委員の方、先ほどお帰りになられた野村委員さんとお話しまして、昨日なんですけれども、中型もこれに参画したいという意思がございましたので、この括弧内は削除いたします。

なお、上記の組合に所属していない関係漁業者もいることから、今後も検討・協議を進めつつ、最終的な詰めを行う予定。つまり協力要請及び参画要請ということでございます。

次に計画内容の骨子に関する検討です。

漁獲努力量の削減に関する取組みについて、これについては当該資源を過去に見られた低水準に戻さないためには、以下の方策が有効であると考えられる。

これは先ほど西海区水研の方から発表があったとおりです。

親魚量を減らさない努力、それから、成熟前の小型魚の漁獲を控える努力ということです。このうち の親魚資源については、回遊速度が速く、漁場形成が不規則であること、そして商品価値が高く、漁業経営に与える影響が大きいことから、当面は の小型魚の漁獲圧を低減するための取組みを行うこととすると合意しております。

なお、具体的な措置については、対象水域が広大であることから、それぞれの水域ごとに適切と考えられる措置をとることとする。例えばこういうことです。どこそこ海域において操業する何々協同組合所属船は、日計何トンの小型魚の水揚げが何日間か続いた場合には、どこそこを指導機関として小型魚集中漁場における操業の分散、操業回数の制限等に取り組むこととする。これは今後、詰めてまいります。

次のページでその他の取組み、前回、今年の3月のこの本委員会でさまざまな取組みの可能性あることを御紹介したと思います。それらのうち、この漁獲努力量削減のために取り上げられるもの、そしてまた、それ以外のものについては切ってしまうずに、その他の取組みの方に入れてまいります。

当該計画3 - (1)に掲げる漁獲努力量の削減のほか、操業日数の削減、保護区の設定、新たな休漁の追加、マアジを主体とした漁獲物の付加価値向上、流通方式の改善等に関する取組みについて、検討を継続していくこととする。

この中で検討が進んだものについては、1つ上がりまして、この計画の主体の部分、漁獲努力量削減といったところに上がっていくという仕組みにしております。

何分ことしに入って、西の方はまだ少しはいいように聞いておりますけれども、山陰沖というのは大変な漁獲状況でして、魚がないということで、親魚を守るのが難しい状況です。また実際に東シナ海の方では中位・横ばいという評価が出ておりますけれども、山陰の方では、例えば水試あたりの評価ですと中位・減少傾向である。それほどにやはり大衆魚であるマアジというものが広域に分布しており、それだけにそれぞれ行った先の条件を受けやすい、そういうもののように感じておる次第です。

したがって、対馬暖流系群という単一資源ということではありますけれども、取組みはそれぞれに分かれていく、そういうことです。

以上でございます。

森本会長 ありがとうございます。

現在の検討状況について説明をいただきましたが、御質問等ありますでしょうか。

ただいま説明のあった資源回復計画に関しまして、関係される委員の方から何か御意見等はございませんでしょうか。

和田委員 前向きに取り組んでいきます。

先ほど上田さんから説明がございましたとおり、この計画内容の骨子に関する検討で謳われているとおり、平成19年3月末の広調委、それまでに具体的にどのような資源回復計画の策定をするのか、その内容について検討を前向きに進めていきたいと思っております。いまのところ内容については、只今の説明のとおり結構と、非常にありがたく思っております。

以上です。

森本会長 ありがとうございます。

島根県の屋田委員さん、何かございますでしょうか。

屋田委員 特にございません。

森本会長 ありがとうございます。

ほかにございせんか。

事務局（上田） 補足いたします。

今回、御報告させていただいたこれが承認されたら、これから今後のスケジュールとして、まず各県、関係県行政への打診、参画の意思ありやということです。なにしろここに参加している4団体のみならず、九州の他県、それから、場合によっては愛媛といったような県も含んでいるわけです。そういったところに打診してまいります。と同時に、これから先、今度は研究者の皆さんの御意見を伺いながら内容を詰めていく、そういう体制にございます。そして来年の3月、正式な完成品を提出させていただくというございます。

森本会長 ありがとうございます。

ただいま説明がありましたように、これから研究者との協議とか、あるいは参加していただく各県への打診も含めまして、来年3月の委員会までにこの計画を最終化して提案していくというお話がございました。引き続き計画作成に向けて検討を進めていただきたいと思います。

（3）資源管理に関連する連絡・報告事項について

森本会長 それでは、次に移りたいと思います。

本委員会では、資源回復計画だけではなくて、資源管理に関するいろいろなテーマについても意見交換をしていこうということで、前回の委員会では、広域資源に関する漁場整備のあり方というテーマにて御議論いただいたわけがございますが、これに関連する新たな動きや、そのほかにも幾つか連絡、報告事項が事務局からあるということがございますので、事務局から説明をお願いいたしたいと思います。よろしくお願ひします。

事務局（大橋） それでは、資料6-1から5までございます。6-1から3までは私が説明いたします。

6-1、新聞記事の切り抜きなんですけれども、日経新聞と読売新聞で資源回復関係の取組みについての記事がございます。

日経新聞の方は、山口県のアサリの資源回復計画、それから、横浜の柴漁協のシャコの資源管理に関する取組み、最後に、秋田の八タ八タの資源回復計画に関する取組みについ

て紹介されています。

一般紙というのは大体水産庁の施策に批判的な記事が多いのですが、この記事にしる、後ろの読売にしる、非常に水産庁の施策を応援しているような記事になっております。

2ページ目の読売新聞、これは8月6日付けのものなんですけれども、世界的に見ても漁業資源の枯渇が問題となっておって、早急な資源回復・管理が必要だという内容で、秋田のハタハタや瀬戸内海のサワラ、それから、日本海のズワイについての日本の取組みについて世界中が注目しているというような内容となっております。

日経にしる、読売にしる、なかなか水産関係の水産庁の取組みというのは取り上げてくれることがありません。一番よく取り上げられるのが森本会長がコミッショナーもされています捕鯨関係が一番取り上げる確率が非常に高いのですけれども、最近は資源管理についても取り上げられるようになりまして、ようやく脚光を浴びるようになったかというふうに思っております。

引き続き委員の皆様方も、仕事の半分はPRだというふうに考えて、積極的に地元のメディアなどにも漁業者の取組みについてぜひ紹介していただければというふうに思っております。

引き続きまして資料6-2、今、水産計画の見直しをやっております。平成14年3月に第1期水産基本計画が策定されまして、ちょうど5年目にあたる現在、今、見直しをやっております。

見直しの方向性なんですけれども、現在、中間論点というものができまして、1ページめくりまして中間論点整理のポイントというものがありますけれども、下の方で政策改革の方向性ということで、全部で4点あります。

1つは水産資源の回復・管理の推進、2点目として国際競争力のある経営体の確立、3番目として安定供給に向けた加工・流通対策で、4番目として漁港・漁場整備ということです。

施策の柱であります資源回復の管理の推進ということについては、具体的にどういう論点整理になっているのかということにつきましては、また、1ページめくりまして、我が国の排他的経済水域等における資源管理というものがあまして、網掛けしたところ、今やっています資源回復計画、最初、長官のあいさつでもありましたように、資源管理の

みならず、さらに付加価値の向上や質的取組み、そういうものについても関連づけていくことということです。

それから、もう1つの柱としては、ポスト資源回復計画、資源回復した魚種についてどういう管理をしていこうかということで、これについても新たな枠組を今、庁内で検討しているところです。

それから、もう1つは、エコラベリングというものが非常に巷で今、話題になっておりまして、最近では、京都の底びき連がMSC、そういうところから認定を取っている最中でありまして、エコラベリングを売り物にしてどんどん資源管理していこうということなんです。

今、業界の方でも水産庁と一緒に、今後のエコラベリングのあり方はどういうふうにしていこうかということを検討しているところです。昨日、大日本水産会の方で検討会がありまして、早速もう具体的なプロジェクトチームをつくって検討していこうという方向で今、進められております。

3点目ですけれども一斉更新、来年は基本計画の見直しとともに、指定漁業の許可等の一斉更新についての作業があります。皆様、ご存知かと思っておりますけれども、指定漁業は、漁業種類ごとに許可の総隻数を公示して、その後は隻数の枠内で申請に基づいて許可することになっております。現在、指定漁業の一斉更新が行われる予定の漁業につきましては、1ページ目にありますように、沖底、以西、大中まき、遠洋のカツオ・マグロ、近海、サンマ、日本海ベニズワイ、イカ釣りであります。

スケジュール的には、一番最後のページを見ていただくといいと思うのですが、来年の4月の下旬に操業区域、隻数の公示をいたしまして、8月1日には一斉更新をするということになっています。

具体的なスケジュールといたしましては、11月に資源管理分科会のもとで一斉更新の小委員会を立ち上げることでございまして、おおむね3回程度で一斉更新の方針を策定して、手続を進めていこうかと考えております。

とりあえず私の説明はここまででありまして、この次に、資料6-4に基づきまして、漁船漁業構造改革総合対策事業について、担当の方から説明いたします。

事務局（川村） 皆さんこんにちは、水産庁の沿岸沖合課で調査官を拝命いたしまして漁船漁業対策室を預かることになりました川村でございます。貴重なお時間をいただきま

して、現在、検討中の漁船漁業対策につきまして御説明をさせていただきます。

お手元の資料でございますけれども、資料6 - 4ということになります。

漁船漁業の現状につきましては、ここ10年来、魚価の低迷ですとか、あるいはコスト高、その他いろいろな社会情勢の中で非常に厳しい経営状況が続いてきているということが現状だろうと思っております。

私ども具体的なデータも分析をいたしますと、各浜での漁船の船齢が非常に高齢化をしているといったようなところに顕著な状況があらわれておりまして、これはとりもなおさず収益性の悪化というようなことが代船投資というものを妨げている、こういう図式であるというふうに分析ができるわけでございます。

こういったような状況の中で、やはり抜本的な収益性の構造改革というものを今、進めなければ、日本の漁業というものの将来展望が見通せないというようなことで、各方面、非常に危機感を持っているわけですし、議論も進められてきたところでございます。

また、この間、ここ2年ほど、燃油の高騰といったようなものも追い打ちをかけてきたというようなことで、このような検討、あるいは対策の速やかな実施というものが迫られているということであろうかというふうに認識をしておるところでございます。

各方面での検討というものが進められてきているというふうに申し上げました。私ども水産庁でも、大日本水産会との共催の対策会議なども随時開催をして検討を進めてまいりました。また、先ほど大橋さんの方から御説明がございましたけれども、ちょうど基本計画の見直し時期にあたるということがございまして、この検討の中で中間報告、先ほど資料6 - 2の方で御説明があったかと思っておりますけれども、中間報告の中でも、大きな4本柱のうちの1つ、将来展望の確立と国際競争力ある経営体の育成・確保というような形の中で、抜本的な対策が必要であるというようなとりまとめもなされてきたところでございます。

また、官・民だけではなくて、政治方面、特に国会などでも議論がされておりまして、特に自民党の中にございます水産政策推進議員協議会というところの漁船漁業問題専門部会ワーキング、北村誠吾先生が座長をなさっておられましたが、ここでも精力的な検討が進められまして、漁船漁業の再生のための提言というようなものがまとめられたところでございます。

現在、この各方面での検討結果を踏まえながら、具体的な支援施策につきまして農林水

産省で検討をし、また、財務省への予算、あるいは関連施策の要求ということを迎えているということでございます。

自民党ワーキングの方でまとめられました提言というものが非常にポイントをよくまとめておられますので、それをまず御紹介させていただいた上で、具体的な検討内容について御説明をさせていただきます。

提言につきましては、5つのポイントでまとめられているところでございます。

1つは、いわゆる浜の経営体すべてをあまねくこれから手をさしのべるということはいろいろな状況の中で難しいことであります。やはり将来をきちんと担っていく経営体、つまり意欲や、意識や実行力、こういったようなものを持って将来を担うべき経営体、こういったような方々に施策を集中すべきであるというのが1点目でございます。

そして2点目といたしまして、そのようなことを実施していくにあたりましては、当然産業でございますので、業界側の自助努力というものが基本になるわけでございますけれども、事ここに至っての再生ということになりますと、官の側からの支援ということも非常に大きなポイントになってまいります。そういったようなことで、今後、この再生のための努力というものにつきましては、官・民の緊密な連携によって実施をすべきである。提言の中でプロジェクトというような名前で呼ばれておりましたけれども、官・民連携のプロジェクトといったような取組みを強力に進める必要があるということが2点目ございました。

3点目、4点目につきましては、それでは、どのようなことしたらいいのかということでありまして、ある意味、当たり前のことですが、収益性を根本的に改善する取組みをすべきであるということで、3番目のポイントが生産コストを抜本的に引き下げる努力をしていくべきだということでありましたし、また、4つ目のポイントが、獲れたものをいかに付加価値をつけるなりして高く売るか、販売力の強化をすべきであるということでもございました。

この3、4合わせまして収益性を抜本的に改革していく必要があるということでございます。

そして5つ目のポイントといたしましては、こういった努力による施策等々を進めていくわけですが、やはり産業を支える1つの重要な機能としての漁業金融機能、これをさらに充実をする必要があるということでございます。

このような5つのポイントで提言といったようなものがまとめられたところでございます。

私どもといたしましては、このような提言の内容も踏まえながら、具体的な施策の検討をしているところでございまして、現在、約50億という規模の予算措置を中心としながら、関連の施策について財務省の方への要求など行っているところでございます。

お手元の資料6 - 4でございます。

中心となります予算の施策について資料を提供をさせていただきました。

漁船漁業の構造改革を抜本的に進めていくということになりますけれども、その際に、先ほどの提言の2番目のポイント、プロジェクトとして官・民連携で取り組みをしていかなければいけない。あるいは3つ目、4つ目のポイントを合わせまして、収益性の改革というものを進めなければいけない。この収益性の改革といいますと、個々の経営体ごとにコストダウンの努力などはこれまでも手いっぱい皆さんされてきたところだと思います。ただ、コストダウン、個々の経営体だけではなくて、やはりグループで取り組むことによってさらなるコストダウンが図られるということもございまして、また、販売力の強化ということになりますと、漁業サイドだけではなくて、受け手である市場、加工、流通、こういったようなところとの共同戦略といったようなものも必要になってまいります。

こういったようなことを含めてプロジェクトというものを運営していく、あるいは水産の地域としての戦略をつくって実行していく、こういったようなことになりますので、まずこの資料の2番の事業内容の(1)ですけれども、こういったプロジェクトを運営するための経費、これを計上してあります。このプロジェクトにつきましては、地域ごと、グループごとのプロジェクトがまず立ってくる。そこで収益性の抜本的な改革等の計画を立てていただく。これを中央にもう1つプロジェクトを立てまして、この計画を認定することによりまして支援を集中していく。こういったような仕掛けを考えているところでございます。

また、地域での計画づくりにあたりまして、人材の支援ですとか、あるいは漁船設計を含めたシステムの設計支援、こういったようなことが必要となってまいりますので、中央から地方への支援ができるような、そういう経費も組んでございまして、一方、実際に地域で計画に基づいて実行していく際のまたいろいろな専門的な支援、こういったようなこともできるような、そういったような仕掛けを含めてプロジェクトの運営経費というもの

を計上しております。

計画を立てられまして、実際の実行に移るわけですが、当然コストダウン、それから、販売力強化、これは海の上での漁船だけの仕事ではなくて、陸周りも含めてということになります。予算的な支援といたしましては、そういったことを総合的にということ念頭に置いておりますけれども、今回の50億の予算の中では、まず漁船の更新を促進していくということに主眼を置いた支援措置というものを組み込んでいるところでございます。

さらに岡周りでの市場、あるいは流通・加工といったようなところでの改革に必要な経費ということにつきましては、水産庁の中で、他課で計上しております加工流通関係の予算、あるいは漁港関係の予算、こういったようなところについて、関連予算として優先的に使っていただく、こういったようなことを考えております。こういったようなことで総合的な支援をできるようにということを考えているところでございます。

そこで具体的な支援策としての事業内容の(2)ですけれども、これにつきましては3つのタイプの支援メニューを考えているところでございます。

1つは、新しい操業形態に取り組んでいこう、つまり収益性を抜本的に改革するということを考えたときに、現在の仕事の仕方を抜本的に変えていく、そのためには道具のあり方も変えていくというようなことで、非常に新しいコンセプトを入れた漁船を導入していこう、こういったような取組みの際に、立ち上がりの時期にどうしてもリスクが生じるということで、このリスクを回避できるように、この時期の経費をすべてチャーター料のような形でお渡しをして、個々の経営体の経営を安定させた上で新しいものへのチャレンジに取り組んでいただく、こういったようなことを1つ目で考えております。

また、2つ目といたしましては、従来もリース事業ということで、なかなか個々の経営体で漁船の導入というところまで至らないような場合に、団体の与信力などを利用しながら、グループとして漁船の更新を進めていくということでもございました。なかなか事業主体になるべき団体につきましても、経営体力が弱まっているというようなこともございまして、なかなか導入が進まなかった面もございまして。

そういったようなことで、リース事業についてもっと活用がしていただけるような、そういう工夫をしようということで、事業主体になる団体に対して、リースに供する漁船の建造のための資金を、融資を受ける際に保証をつけられるようにするというようなことで

予算化を図っているところでございます。

それから、3つ目としましては、いわゆる経営の改革ということで、合理化ということも当然必要になってまいります。合理化というようなものの中で、船団のスリム化ですとか、漁船の小型化ですとか、そういったようなことも当然考慮される場合があるわけで、そのような際には、いわゆる許可のトン数について減トンをしなければいけない。つまりある部分のトン数を放棄するということが生じてまいります。これにつきまして、減トン分に応じた助成金を交付するような形で、この交付されたものを新しい漁船の取得のために使っていただくというようなことを考えているところでございます。

この3つのメニューを御用意いたしまして、それぞれの形態、状況に応じながら、これを活用していただき、そして漁船の更新、単なる代船ではなくて、当然収益性の上がる改革された取組みができるような漁船の取得を促進をしていただくというのが今回の考え方でございます。

また、合わせまして、これは予算の世界ですけれども、例えば1番目の新操業の体制への移行ということで、これは漁業者さん自身が漁船を取得するところから始まりますけれども、その際の公庫融資について条件を緩和することですとか、あるいはリース事業等々で漁船が更新をされて操業がされるときに運転資金について、無担保、無保証の融資の上限を上げることですとか、こういったような関連した金融施策の充実ということについて関連施策として要望、要求をしているところでございます。

少しこの3つのメニューについて、簡単過ぎてわかりにくいかと思しますので、2枚はぐっていただいてポンチ絵が出てまいります。このポンチ絵で簡単に御説明をさせていただきます。

まず1つ目、新操業体制（もうかる漁業）創設支援事業の枠組というものがございます。

先ほど申し上げましたように、一番右側が漁業者さんだと思っていただいて、本来、漁業者さんが漁船を取得をして操業に取り組むわけですが、抜本的な改革された取組みをしようと思ったときに、どうしても立ち上がりの時期、いろいろと思わぬことが起こって修正などもしなければいけないというようなことでリスクがあります。このリスクを回避するために、別途事業主体、漁協等だというふうに認識しておりますが、事業主体を立てまして、必要な経費について算定の上、チャーター料としてお渡しをしてしまう。そういうことを考えております。

経費は先渡しでもらった上で操業をするわけですが、獲れた漁獲物について、漁獲物をそっくり事業主体に渡すということで操業が終わるということになります。事業主体は、この漁獲物をいろいろと工夫された形で販売をしていき、できるだけ高く売るわけですが、販売代金になったところで事務局の方へ、最初、チャーター料みたいなものを事務局から助成してもらわなければならないわけですが、事務局へこれを返すというような形で資金が回っていくということを考えております。

この漁獲物販売代金の返済につきましては、予定された販売金額で売ればこれでチャーター料とで見合いでチャラということになるわけですが、これよりも当然リスクがあるということでショートしてしまった場合でも、売れた金額のみ返還すればいいという仕掛けにしております。

また、一方、販売の努力が功を奏して、予定していた金額よりも高く売れたような場合には、その高く売れた分については、事業主体なり、漁業者さんなりの中にプールをしていただいて結構である。こういったようなことで、リスクをなくしながら新しいことにチャレンジをしていただく、こういう仕掛けになっております。

1枚はぐっていただきまして、リース事業につきましては、漁業者と事業主体の関係等につきましては従来のリースと変更ございません。一番右側の方にございますように、リース事業者が金融機関からの借入を起こしてリースに供すべき漁船を入手する際に、漁業信用基金協会を通じまして保証がつけられるようにするというところでございます。

もう1枚はぐっていただきまして漁船漁業の再生事業ですが、これにつきましては合理化をしていくというような考え方の中で、船団の縮小ですとか、あるいは隻数の縮減ですとか、あるいは漁船の小型化といったようなことで、放棄するトン数、減トンする部分が生じた場合に、これに対して一定の交付金という支援をしようということでございます。

なお、この支援された交付金につきましては、改革された取組みのために、入手する漁船の取得のために使っていただくということを義務づける方向性で検討をしているところでございます。

こういったようなことで、現在、支援施策につきましては、財務省の方へ、これは予算と融資に関わる制度改正ということですが、しておるところでございます。

こういったことで現在、準備はしておりますけれども、やはりプロジェクトということで計画を立て、認定をされ、それから実支援ということの流れでございますので、ある意

味、時間もかかる取組みでございます。現在、私ども浜回りなどしながら、先行的に取り組んでいただけるような地域掘り起こしにかかっております。全国津々浦々というわけにもまいりません。なかなか人手も少ない中でございますので、大きな基地ですとか、先行的な取組みの見られるようなところから始めておりますけれども、ぜひ今日は、漁業の代表の方もおいでになっただけでございまして、特に都道府県の方おいででございます。ぜひこういったことを念頭に、浜である意味、水産を核とした戦略づくりといったような観点で検討を開始していただきまして、この支援活用をしていただけるようお願いをしたいと思います。

また、各地浜周り等で説明をする中で、なかなかこの新操業体制（もうかる漁業）の仕組みというのがわかりにくいようでございます。かなり私どもとしては工夫したつもりではありますけれども、本邦初演といえますか、ほかに例のない仕組みになってございますので、ぜひ御遠慮なさらずに、電話等々で結構でございますのでお問い合わせをいただきまして、正しい理解をしていただいた上で、また、浜での検討に入っただければと思っております。

説明は以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

事務局（山本） 続きまして私の方からは、資料6 - 5に基づきましてフロンティア漁場整備事業について御説明させていただきます。

私は漁港漁場整備課の山本と申します。よろしくお願いたします。

先ほど森本会長からも御紹介がありましたように、前回、この会議で広域種に関する漁場整備のあり方調査等の御紹介、あるいはそのあり方について御議論をいただいたと思っております。また、整備部の方からは、沖合の漁場整備の取組みについて御紹介させていただいたと記憶しております。その後、私ども沖合漁場の整備について検討してまいりました。その結果といえますか、1つの形としまして、お手元の資料にございますように、19年度の水産基盤整備事業ということで、フロンティア漁場、要はこれから手をつけていきたいといえますか、積極的に整備していきたいという漁場整備を新たに予算要求したということでございます。ここでその内容についてぜひ御紹介したいと思います。

今、お話ししましたように、この事業、従来、行っていました漁場整備、これは地方公共団体、都道府県なり市町村、あるいは漁協が漁場整備を行ってきましてけれども、ここに新たに国が整備の主体ということで漁場整備をするというような取組みを考えております。

それによって水産資源の回復、あるいは保全を図っていきたいと考えております。

ですから、事業主体は国、現在、検討しているところは国です。それから、事業の対象の海域、これについてはまだ現在、検討中でございますが、今、念頭に置いておりますのは排他的経済水域、いわゆる領海の外、これについて検討を加えていきたいということでございます。

1ページめくっていただきましてポンチ絵が皆さんのお手元にあると思います。

現在、想定しております漁場整備ということで、これはイメージでございます。漁場整備、資源回復を図るものであれば、いろいろアイデアがあれば、それに取り組んでいきたいと思いますが、現在、例えば今、ここに手元にある例として3種類あげさせていただきました。

1つは保護育成礁ということで、底生の水産生物について、底魚資源について回復を図るような、保護育成を図るような漁場整備。

それから、2つ目は、湧昇マウンド礁というふうに名前をつけさせていただいておりますが、海底に小さな瀬をつくるといいますか、山といいますかマウンドをつくって、そこで水塊といいますか、上昇するような流れをつくりだして資源の培養を図りたいということでございます。これは領海内で九州の鹿児島なり、長崎では実績が既にご覧いただけます。非常に高い成果を上げていると聞いております。

それから、一番下でございますが、例えば浮魚礁ということで、カツオ・マグロ類の蜻集をさせるような施設も考えられるのではないかなということでございます。

引き続き3ページをごらんください。

ここには現在の水産基本計画の抜粋を載せさせていただいておりますが、現在、一番下の第3ということで、資源回復計画の推進という欄がございます。ここでは、これは言うまでもございませんが、下線部のところに、積極的な資源培養や漁場環境の保全ということがうたわれております。また、上にちょっと戻っていただきまして、それに対して各漁業生産の取組としましては、沿岸漁業については真ん中に下線がございますが、漁場整備、魚礁の設置なり、増殖場の造成ということで資源培養を図るという取組が明記されておるのですけれども、その上の欄、沖合漁業については、これまで技術的に困難であったのだろう。あるいは複数の都道府県がからんでくるということで、なかなか難しかったのだろうというふうに考えております。

ですから、それを踏まえまして、今回、国が主体となって取り組んでいけないかということでございます。

一番最後のページをちょっと見ていただきたいのですけれども、前回、広域種に関する漁場整備のあり方調査ということでアンケート調査が前回のこの場で発表されたと思います。それを受けまして、私ども漁場整備のあり方をもう一度見直してみようということで各県、それから、関係の漁業者団体の方に、ことしの6月から7月にアンケート調査をいたしました。その内容、たくさんの項目を聞いておりますが、その中で幾つか抜粋をしております。

この中、1つは、非常に大きな問題だと思っておりますが、漁場の利用・調整の問題ということで、各都道府県、それから関係の県漁連、それから大水関係の会員の漁業団体の皆さんから御回答をいただいております、特になしというものもございますが、やはり何らかの利用上の問題があるのではないかという御指摘。

それから、その下の欄は、調整の仕組みとしてどういうものが必要なのかということで、現在の手法でも満足だという御意見もありますけれども、特に今回、関係するところとしては、(4)に下線で示しておりますが、大臣指定漁業等そういう沖合漁業については、例えば広域漁業調整委員会の意見聴取というのも大事ではないかという御意見も賜っているところでございます。

さらに一番下の(2)ということで、漁場整備のあり方について意見を伺いますと、過半の回答者の皆さんから、必要性を訴える御意見をいただいているということでございます。

それで一番はじめに戻っていただきまして、この沖合漁場整備については、非常に関係の皆さんも多数いらっしゃる、あるいは県の皆さん、それから、漁業団体の皆さん、たくさんいらっしゃるということで、この4番にあげさせていただいているのですけれども、事業を進めるにあたっては、事業の調整・透明性ということになるのでしょうか、これを確保するために、ぜひこの広域漁業調整委員会の意見聴取を、これは国の事業になりますけれども、国が義務づけていくという制度化を図りたいということで、皆様の御協力を賜りたいと思っております。

これも現在、検討中でございますので、ここで御紹介させていただきます。

なお、現在の制度は、例えば都道府県が漁場整備をするにあたっては、大規模な漁場整

備については、この真ん中に書いてございますが、(1)ということで、関係の公共団体と必ず協議しなさい。それから、一般の方々に対して事業の計画案を公告・縦覧しなさいという制度が、これは法律的に位置づけられております。これに加えて、国が漁場整備する場合には、広域漁業調整委員会の意見を聞くというような制度を加えてはどうかということ事務局の方では考えておる次第でございます。

なお、この事業でございますが、現在、19年度から具体化を図っていくための予算として、海域の測量、水深ですとか海底の状況を調べる予算ということで、約1億円の要求をしているというところでございます。

また、今後の予定でございますが、これは実施するにあたっては非常に多くの関係者の方々がいらっしゃると思いますので、事前に皆さんの浜に何うなどして御意見を賜りたいというふうに思っております。

それから、あと、この制度にあたっては、法律の改正というものがございまして、その手続についても進めていくような状況になっている。できましたら、来年の次回のこの会議では、途中報告、中間報告ができますればと考えております。

以上でございます。

事務局(大橋) どうもありがとうございます。

非常に多岐にわたる連絡・報告事項で、皆さん頭が混乱しているのではないかと思うのですけれども、私の方からあと2つ、混乱するようなことをちょっと報告します。

口頭ですけれども、全国の都道府県の資源管理の行政から研究、試験場、あとは漁業者の方々を集めている全国レベルの全国資源管理推進会議というのを毎年やっています。昨年は下関でやりまして、一昨年は沖縄でやりました。昨年、下関でやったものが非常に好評でありまして、ことしは函館でやる予定です。11月14~25日の2日間やる予定です。具体的な会場はまだ決まっておられませんけれども、近々、プレスリリースができると思います。

中身としては、資源管理に関する最新のトピック、技術的な取組み、例えば省エネだとか、2そうびきの単船化だとか、そういう話。それから、あとはパネルディスカッションとして資源管理と地域振興を結びつけたのをテーマとしてやろうかと思っていますので、ぜひ皆さん、御参加してください。

2点目は、ことしの3月の広域漁業調整委員会では、広域資源に関する漁場整備のあり

方ということで議論いただいたのですけれども、次回、3月、来年予定しております広域漁業調整委員会では、特別議題として、遊漁を含めた資源管理のあり方についてちょっと皆さんに議論していただこうかなというふうに思っています。非常に水産庁の方でも遊漁の実体を今、測るべく新たな新規予算を要求して、どれくらい遊漁が漁獲の実体があるのかという今、予算を要求しておりますので、資源管理という観点から見れば、やはり遊漁の存在も無視し得ないというふうに考えておりますので、来年は、非常に刺激的ですけれども、こういう遊漁を含めた資源管理のあり方について議題にしたいと思います。

この関連で、年内には、委員の皆様方にいろいろアンケートをしたいと思いますので、よろしく御協力のほどをお願いいたします。

森本会長 ありがとうございます。

水産庁の方から、現在、取り組んでいるいろいろな施策、あるいは財務省への予算要求の状況等につきまして大変貴重な有益な情報を提供していただきましてありがとうございました。

今までの御説明で、何か皆さん方で質問ございますでしょうか。

清水委員 質問ではございませんけれども、最後の議題になって、その他報告事項で大変有意義な案が出てきたと思っております。

これは予算要望をされておるようでありますけれども、ぜひ予算化されるようお願いしたい。このことを強くお願い申し上げまして、お礼の言葉にはなりませんけれども、これから先、くれぐれもこの精神で貫いていっていただきたいということを要望して終わります。答弁ありません。

森本会長 ありがとうございます。

今、取り組んでいる施策等についての予算化実現に向けてを努力していただきたい、こういう御趣旨でございます。

ほかにございませんか。

三木委員 大橋課長補佐が最初の部分で御報告されました付加価値向上と、あと資源回復計画の宣伝という部分に関しまして、私が行いましたブランド化調査に基づいた意見を少し申させていただきます。

水産物のブランド化に関しては、工業製品とは異なって定義がいろいろあるかと思うのですが、そういう中で、各地である意味、乱立しているような状況かと思えます。そうい

うことに関しまして、消費者及び卸売業者がどういうふうにとらえているか、認知しているかということ聞き取りしました。その結果、産地というか、水揚げ地よりも漁場の方が認知しやすい。すっきりくるという意見が出ておりまして、これというのは資源回復計画の取組みとかなり一致しますし、かつ原産地表示との関係も割とすっきりいくのかなというようなことを思いまして、そういう考え方も1つの枠組として提案できるのかなと思っております。

その際、コーディネーターが必要になってくる。それは当然水産庁が行う仕事なのかなという感じがしますがけれども、その部分を整理すれば少しすっきりするような概念として出てくるのかなというような気がいたしましたので申させていただきます。

森本会長 ありがとうございます。

貴重な意見ありがとうございます。何かございますか。

事務局（大橋） 水揚げ港よりも漁場の方が非常に認知されやすいというのは、非常に有益な情報でありまして、後半でエコラベリングの話に言及しましたがけれども、ちょっと話が長くなりますけれども、簡単に言うと、エコラベリングは漁業管理と資源に対する影響と、あとは環境に対する影響、3つが原則なんです。FAOのガイドラインに従えば、少なくとも日本の漁業については、漁業管理と資源に対する影響はクリアされていますので、あとは環境に対する影響をどういうふうにとらえるかということなんですけれども、これは多分FAOのガイドラインだと、今、MSCがやっているのは漁業を環境問題としてとらえているのです。ただ日本の場合、あくまでも漁業というのは資源管理の問題としてとらえていますから、このFAOのガイドラインに沿って準拠してやる場合には、多分日本は、そういう今、三木先生がおっしゃられたように、プラスアルファの部分があると
思うのです。FAOの原則にプラスあとどこで獲ったかとか、そういう意味で、例えば今はこだて未来大学の長野先生がトレーサビリティをやっていますけれども、あれは携帯を使って、どこの漁場で獲れたかとか、そういうのが全部情報が入ってくるので、そういう付加的な情報をうまく組み込めば、いわゆるアングロサクソン型のエコラベリングとは違うラベリング・スキームというのができるのではないかというふうに感じていますので、そういう面で三木先生もこれからいろいろぜひ御指導をいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

森本会長 ありがとうございます。

ほかはないようでございます。

(4) その他

森本会長 それでは、議題の(4)のその他というのがございますけれども、委員の皆様から何かございますでしょうか。

それでは、事務局から何かございますでしょうか。

事務局(小池) それでは、1点ほど御報告をさせていただきたい事項がございます。

本日の今、開かれている本委員会に合わせて各部会も開催されておりますので、部会の開催状況につきまして、この場で御報告させていただきます。

まず昨日午後から第11回九州西部会並びに第11回日本海西部会が開催されております。九州西部会におきましては、実施中の計画でございます。今日、委員会指示についても御審議いただきましたが、「九州・山口北西海域トラフグ資源回復計画」及び「南西諸島海域マチ類資源回復計画」の取組み状況、並びに作成中の計画でございます「有明海・八代海ガザミ資源回復計画」の検討状況について報告がされております。

また、引き続き開催されました第11回日本海西部会におきましては、実施中の計画でございます「日本海西部あかがれい(ずわいがに)資源回復計画」の取組み状況について報告されるとともに、同計画の一部変更について審議の上、御了承をいただいております。

それぞれ実施中の計画につきましては、計画どおり着実に実施されているということでございますし、また、検討中のものにつきましても、関係漁業者との協議等を進め、来年の3月に計画作成できるように検討が進められているということを御報告させていただきます。

なお、取組みが行われている計画の中には、先ほどベニズワイガニのところで御説明がありましたけれども、資源回復等推進支援事業というのを活用して取組みが進められているものがございます。これにつきましても、水産庁の方で引き続き来年度以降も支援が適切に行われ、計画が適切に実施されるよう予算要求しているところがございますが、先ほどお話もありましたとおり、各県の3分の1部分というものもございます。それぞれの県

ごとで財政状況が厳しいところもあるやにお聞きしておりますけれども、事業が適切に実施され、計画が着実に推進できますように、各県におかれましても、予算確保について御努力いただければと考えております。

それから、今後でございますけれども、今日、午後1時半から、この会場で日本海北部会が開催される予定となっております。日本海北部会におきましては、実施中の計画でございます「日本海北部マガレイ、ハタハタ資源回復計画」の取組み状況及び作成中の計画でございます「スケトウダラ日本海北部系群資源回復計画」及び「マダラ陸奥湾産卵群資源回復計画」の検討状況の報告をさせていただき予定となっております。

以上、簡単でございますけれども各部会の状況について御報告させていただきました。

森本会長 どうもありがとうございました。

ただいま報告がありましたように、各部会においては、部会の設置されました海域において完結する資源回復計画についてそれぞれの報告等がなされているようでございます。

では事務局から次回の委員会の開催予定について説明をお願いいたします。

事務局（小池） 例年どおりと申しますか、ことしと同様、また、年度末ということになります。来年の3月ごろに次回の本委員会を開催いたしたいと考えております。

日時、場所等につきましては、各部会との関連もございまして、会長並びに委員の皆様方の御都合をお聞きしながら追って御連絡をいたしたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

森本会長 ありがとうございました。

次回の委員会は、例年どおり来年3月ごろに予定をされるということでございます。年度末でお忙しいとは思いますが、委員の皆様方にはどうかよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日の委員会はこれで閉会としたいと思います。

委員の皆様方、御臨席の方々におかれましては、議事進行へ御協力をいただき、まことにありがとうございました。

なお、議事録署名人に指名させていただきました山口県の清水栄太郎委員及び農林水産大臣選任委員の宮本政昭委員のお2方には後日、事務局から本日の議事録が送付されますので、よろしくお願いをいたします。

これをもちまして第8回の日本海・九州西広域漁業調整委員会を閉会とさせていただきます

ます。

どうもありがとうございました。

閉 会